

各関係団体の長 様

山口県環境生活部長

山口県循環型社会形成推進条例施行規則の一部改正について

山口県循環型社会形成推進条例施行規則の一部を改正する規則（令和 7 年山口県規則第 4 1 号）が令和 7 年 3 月 3 1 日に公布されました。

本改正は、山口県循環型社会形成推進条例第 2 6 条第 1 項に規定する排出事業者が処理業者の処理能力を確認する方法を定めた山口県循環型社会形成推進条例施行規則（以下「規則」という。）第 2 条において、産業廃棄物処理施設等を実地に調査する方法、当該産業廃棄物処理施設等を実地に調査している者から聴取する方法に加えて、情報通信の技術を利用する方法を新たに認めることとしたものです。

については、貴会員に対し、周知をお願いします。

記

1 改正の内容

別添新旧対照表のとおり

2 留意事項

改正後の規則第 2 条中の「実質的に当該処理業者の処理能力が確認できる方法」とは優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項を確認する方法や、デジタル技術を活用した確認の方法（電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認、オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺状況の確認等）を指すものであること。

また、本条の規制は、委託先である処理業者の言うことを鵜呑みにするのではなく、実際に処理施設等を自分の目で見たり、自分の耳で聞いたりするほか、情報通信の技術を利用して確認することを目的としたものであり、確認方法が十分であるかどうかは「自らの責任において」判断することとなること。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物指導班 岸田 TEL : 083-933-2988 FAX : 083-933-2999
---